

居宅介護等サービス重要事項説明書

1 事業者

法人名	社会福祉法人 那須烏山市社会福祉協議会
法人所在地	栃木県那須烏山市田野倉85-1
電話番号	0287-88-7881
代表者	会長 樋山 洋平
設立年月日	平成17年10月3日

2 事業所の概要

事業所名	那須烏山市社会福祉協議会 訪問介護事業所
電話番号	0287-83-8178
所在地	那須烏山市中央2丁目17番13号
事業所の種類	栃木県0911500023号 居宅介護 平成18年10月1日指定 同行援護 平成24年4月1日指定
管理者氏名	池尻 秀一
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、居宅介護、同行援護サービスを提供します。
事業所の運営方針	利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、その状況や環境に応じて、介護その他の生活全般の援助を行います。
開設日	平成17年10月3日
事業所が行っている他の事業	指定訪問介護 平成17年10月3日指定 栃木県0971500012号 指定介護予防訪問介護 平成18年4月1日指定 栃木県0971500012号
事業実施地域	通常の事業の実施地域 那須烏山市全域
営業日・営業時間	平日の午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	原則として 午前8時30分～午後6時00分
休日	土・日曜日、祭日、年末・年始(12月29日～1月3日)

3 職員の体制

区分	員数	勤務体制	資格	業務内容
管理者	1	常勤	社会福祉主事 1名	事業所の管理
サービス提供責任者	4	常勤4	介護福祉士 4名	居宅介護等業務の調整
ホームヘルパー	21	常勤4 非常勤17	介護福祉士 12名 ヘルパー2級 6名 准看護師 1名 初任者研修 2名	居宅介護等サービスの提供
事務職員	1	常勤		会計事務

4 居宅介護等計画及び契約支給量

- ・本事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービスを提供します。
- ・「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や実施日などを記載しています。

・「居宅介護等計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

5 サービス区分と利用料金

(1) サービス区分

サービス区分	サービス内容
居宅介護	身体介護、家事援助、生活に関する相談、助言等
同行援護	外出に同行し、移動に必要な援助等

(2) 利用料金

① 基本料金(料金表の一部掲載)

サービス提供時間	居宅介護				同行援護
	身体介護中心	家事援助中心	通院等(身体介護あり)	通院等(身体介護なし)	
30分未満	2,560	1,060	2,560	1,060	1,910
30分以上1時間未満	4,040	注1	4,040	1,970	3,020
1時間以上1.5時間未満	5,870	① 1,530	5,870	2,750	4,360
1.5時間以上2時間未満	6,690	② 1,970	6,690		5,010
2時間以上2.5時間未満	7,540	③ 2,390	7,540		5,660
2.5時間以上3時間未満	8,370	④ 2,750	8,370		6,320
3時間以上3.5時間未満					
3.5時間以上4時間未満					
その他	3時間以上	1時間30分以上	3時間以上	1時間30分以上	3時間以上
	9,210円に30分増すごとに830円加算	3,110円に15分増すごとに350円加算	9,210円に30分増すごとに830円加算	3,450円に30分増すごとに690円加算	6,970円に30分増すごとに660円加算

② 加算料金

加算項目	利用料金	加算内容
夜間早朝または深夜時間帯加算	(夜間早朝)利用料の25%増 (深夜)利用料の50%増	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時) 深夜(22時～6時)
2人従事者対応加算	利用料の2倍増	2人の居宅介護従事者がサービスを提供する場合
緊急時対応加算	1,000円/1回	居宅介護計画に位置づけられていないサービスを緊急に行った場合(月2回を限度)
初回加算	2,000円/月	新規に居宅介護計画作成した利用者に対して、初回にサービス提供責任者が従業者のサービスに同行した場合等
利用者負担上限額管理加算	1,500円/1回	利用者の負担額合計額の管理を行った場合(月1回を限度)
福祉専門職員等連携加算	5,640円/1回	サービス提供責任者が、指定障害者支援施設等・医療機関等の社会福祉士、介護福祉士その他の国家資格を有する者に同行して利用者宅を訪問し共同して居宅サービス計画作成に携わった場合。(90日の間、3回を限度)

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	居宅介護34.7% 同行援護34.7%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合
特定事業所加算(Ⅱ)	居宅介護 所定単位数の10%を 加算	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、 条件に応じて加算

(3)利用者負担額

- ・原則として、利用者負担額は利用料金の1割です。
- ・利用者負担上限月額が設定されている場合は減額されます。

(4)負担金の支払い方法

- ・原則として金融機関口座からの自動引き落としです。(手数料はかかりません)
- ・料金は、1ヶ月ごとにご請求し、翌月25日に引き落としとなります。
- ・引き落とし確認後、領収証を発行します。

・利用できる金融機関

ゆうちょ銀行(郵便局) 那須南農業協同組合 烏山信用金庫

(5)その他の費用

次の費用は、実費をいただきます。

- ・同行援護サービス利用時の、ホームヘルパーの公共機関等の交通費、入場料、利用料等
- ・那須烏山市以外にお住まいの方の交通費(サービス提供地域を出てから10km未満300円、10km以上500円)
- ・利用者の都合で、サービス利用当日までに事前連絡がなく、ホームヘルパーがご自宅を訪問してしまった場合、キャンセル料300円をいただきます。

※但し、利用者の容体急変で急を要し連絡できなかった等のやむを得ない事情がある場合を除く。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1)利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、利用の中止又は変更することができます。
- ・利用の追加することもできます。(「支給量」の利用状況による)
- ・利用の変更・追加は、希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を調整します。

(2)ホームヘルパー

- ・サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。
- ・特定のホームヘルパーの指名はできません。
- ・複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。
- ・担当のホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用上の不利益が生じないよう配慮します。

(3)サービスの提供

- ・サービスは、「居宅介護等計画」に基づいて提供します。
- ・サービスの提供に関する指示・命令は事業所が行います。
- ・サービスに必要な備品等(水道・ガス・電気等を含む)は無償で使用させていただきます。

(4)サービス内容の変更

- ・訪問時に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが提供できない場合には、利用者の同意を

得て、サービス内容の変更を行います。

・その場合、提供したサービス内容と時間に応じた利用料金をいただきます。

(5) 受給者証の確認

・契約時に受給者証の確認をさせていただきます。

・受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

(6) ホームヘルパーの禁止行為

・ホームヘルパーは、サービスの実施にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為または医療補助行為

② 利用者、家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

③ 利用者、家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

④ 利用者の家族に対するサービスの提供

⑤ 飲酒・喫煙及び飲食(移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合を除く)

⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑦ その他利用者、家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

7 事業者の守秘義務

(1) 事業者又は職員は居宅介護等事業を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 本事業所が、サービスを提供する上で必要な利用者、家族等の個人情報を、サービス担当者会議等で用いることに同意していただきます。

8 サービス実施の記録

(1) サービス実施の記録の確認

本事業所では、ヘルパー活動記録票に実施日時及びサービス内容などを記録し、利用者にごその内容をご確認いただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画書及びヘルパー活動記録票は、サービス提供日より2年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより、速やかに、主治医及び家族等へ連絡し、必要な措置を講じます。

10 虐待の防止のための措置

本事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じます。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 苦情解決体制の整備

③ 訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について訪問介護員への

周知

11 身体拘束等の禁止

- (1) 本事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとします。
- (2) 本事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

12 感染症対策等

事業所は、事業所内において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- ① 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、
感染症対策の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。
- ③ 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底します。

13 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 苦情処理の体制

- (1) 利用者または家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員を選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員	黒崎 みさえ	0287-84-2152
	高瀬 正衛	0287-83-1906
	大谷 頼正	0287-88-2283

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺

うなど、状況の把握や事実確認に努めます。

②苦情相談担当者は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者または家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。

③検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ず利用者または家族へ報告します。

④苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

(3)苦情・相談窓口

事業所	那須烏山市社会福祉協議会
苦情相談窓口	渡邊 弥生
電話番号	0287-83-8178
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
苦情解決責任者	事務局長 福田 守

公的団体窓口	栃木県運営適正化委員会
電話番号	028-622-2941

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供開始に際し、利用者に対して契約書とともに本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

事業者 那須烏山市社会福祉協議会 訪問介護事業所

説明者 サービス提供責任者 _____ (印)

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の交付、説明を受け、了承しました。

利用者 住所 那須烏山市 _____

氏名 _____ (印)

利用者家族代表 住所 _____

氏名 _____ (印)